

(参考)

産業廃棄物について

産業廃棄物とは、事業活動（営利・非営利は問いません。）に伴って出るごみのうち廃棄物処理法で定められた物のことです。

産業廃棄物は、市で収集したり、ごみ処理センターへ直接搬入することはできませんのでご注意ください。（ご不明な点はお問い合わせください。）

産業廃棄物の具体例

1 あらゆる業種から排出されるもの

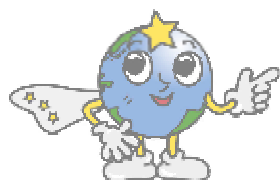
種類	内容	例
燃えがら	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃掃出物等	炉清掃掃出物、焼却灰、すす等
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	有機性汚泥 無機性汚泥 不良セメント、不養生セメント、建設汚泥等
廃油	鉱物性及び動物性油脂にかかるすべての廃油	潤滑油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油、動植物油系廃油、油のしみこんだウエス等
廃酸	廃硫酸・廃塩酸・有機塩酸類をはじめとするすべての酸性廃液。中和処理した場合に生ずる沈殿物は汚泥として取り扱う。	
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液。中和処理をした場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。	
廃プラスチック類	合成高分子化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃スチロール（発泡スチロールを含む）、廃ベークランド、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料くず、合成紙くず、合成繊維くず、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、合成ゴムくず、陳列棚（プラスチック部分）等
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムは廃プラスチック類）	
金属くず		鉄くず、空き缶、古鉄・スクラップ、銅線くず、切断くず、スチール机、スチールイス、機械部品、一斗缶、陳列棚（金属部分）等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		ガラスくず 廃空きびん類、板ガラスくず、アンプルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉、（飲食店等の）ガラス食器、陳列棚（ガラス部分）等 コンクリートくず 製造工程等で生じるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず、石膏ボードくず等 陶磁器くず 土器くず、陶器くず、せっき器くず、磁器くず、レンガくず、耐熱ガラスくず、石こう型、タイルくず、（飲食店等の）食器類等
鉱くず		
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材（専ら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く）	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、石類、瓦破片、その他これに準じる各種廃材等
ばいじん	はい煙発生施設・焼却施設の集じん施設で集められたもの	

2 業種等が限定されるもの

種類	内容	例
紙くず	建設業に係るもの (工作物の新築、撤去又は除去に伴って生じたものに限る) パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行)に係るもの 出版業(印刷出版を行う者に限る)に係るもの 製本業及び印刷物加工業に係るもの PCB が塗布され、又は染込んだもの	印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等 建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等
木くず	建設業に係るもの (工作物の新築、撤去又は除去に伴って生じたものに限る) 木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む)に係るもの パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの PCB が染込んだもの 物品賃貸業に係る木くず及び貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材(工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む)、木材、木製品製造関係の廃木材、おがくず、パーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、木製パレットや、パレットへの積付けに使用したこん包用木材、リース事業者から排出されるリース物品(木製の家具・器具類等)等
繊維くず	建設業に係るもの (工作物の新築、撤去又は除去に伴って生じたものに限る) 繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係る天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック) PCB が染込んだもの	木綿くず、羊毛くず、麻くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等 建設現場から排出される繊維くず、ロープ等
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業活動によって生じた一般廃棄物)	動物性残渣 魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等 植物性残さ ソースかす、しょう油かす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、海苔かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等
動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	
動物のふん尿	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物のふん尿	
動物の死体	畜産農業に該当する事業活動に伴って生ずる動物の死体	

3 その他

種類	内容	例
法施行例第2条第13号に規定する産業廃棄物	産業廃棄物を処理するために処理したものであって、以上の廃棄物に該当しないもの	有害汚泥のコンクリート固形物 焼却灰の溶解固形化物



農業活動に伴う、ビニールハウスなどのビニールや金属パイプ、農薬や肥料等の袋や容器も産業廃棄物になります。
事務所などで使用した、スチール機などの事務機器も産業廃棄物になります。(木製の机は一般廃棄物です。)
飲食店などで使用した食器類(陶器・ガラス)や一斗缶(金属)なども産業廃棄物になります。
商店などで使用した陳列棚(金属・プラスチック・ガラス)なども産業廃棄物になります。(木製の棚は一般廃棄物です。)